

公益財団法人日本陸上競技連盟
評議員・役員・専門委員等の旅費・謝金規程
ガイドライン

1. 交通費の算出について

- 1) 2. ①における「最速陸路5時間以上」の取り扱いにつき、陸路が5時間に満たない場合でも、空路による経路がより合理的とみなされる場合は空路の利用を可能とする。(例：広島県、北陸など)
- 2) 2. ①における「普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50km以上の場合は指定席急行料金を、特別急行列車を運行する線路による旅行で片道60km以上の場合は指定席特急料金を、新幹線を運行する線路による旅行にあっては片道100km以上の場合は新幹線指定席特急料金(東海道・山陽新幹線はのぞみを適用)を支給する」の取り扱いにつき、当該列車を利用する距離が規定の距離を超える場合に適用するものとする。
(例：片道の全旅行区間が100kmを超えた場合でも、新幹線利用区間が100km未満の場合は新幹線の指定席特急券対象外となる。)
- 3) 専門委員会が実施する全国会議において、陸協に支払う交通費は県庁所在地と会議を行う会場の最寄駅の往復旅費とする。その際の算出方法は2. ①による。

2. 会議日当の考え方

定例及びその他の会議の日当は以下の通りとする。

項目	内容	交通費	金額
定例会議	定期的に開催する専門委員会の会議 ・各専門委員会の会議 (毎年1回開催の場合も定例とする) ・専門委員会内部会	実費	1,000円/日
その他の会議	下記に該当する会議 ・評議員会/理事会 ・専門委員長会議 ・各委員会の全国会議 ・特別プロジェクト ・選考会議 ・その他個別に打合せを依頼した場合	実費	3,000円/日

3. 規程以外の謝金について

- ・本規程に定める謝金以外は以下の通りとし、下記の金額は源泉後の金額とする。
- ・陸連から本人の口座に振込んだ場合は陸連にて源泉処理する。

項目	内容	交通費	金額
本連盟主催 記者会見	本連盟からの依頼により、本連盟が主催する記者会見に出席した場合 ※引率者の支給の有無は都度決定	実費	5,000円/日
プレゼンター	本連盟からの依頼により、プレゼンターとして本連盟主催の行事に出席した場合	実費	10,000円/日 ※宿泊が伴う場合でも日当は支給しない

キッズアスリート・プロジェクト『夢の陸上キャラバン隊』	ゲストアスリートとして出席した場合	実費	50,000 円／回
	講師（解説）として出席した場合	実費	10,000 円／回 ※前日打合せ分会議日当のみ
日本選手団派遣事前診察報酬	医師が日本選手団選手の派遣前診察（医療行為）を行った場合	実費	30,000 円／日
栄養士	栄養士が合宿等に帯同した場合	実費	10,000 円／日
通訳	大会からの依頼があった場合 ※国際部以外の通訳が対象となる	実費	業務内容により決定
アルバイト	各種アルバイトを依頼した場合	支給の有無は都度決定	業務内容により決定